

青森県報

号外第八十号

平成二十九年
九月二十九日
(金曜日)

目次

規則

- 青森県行政組織規則の一部を改正する規則……………(人事課) ……一
- 青森県事務委任規則の一部を改正する規則……………(同) ……二
- 青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則……………(行政経営管理課) ……二
- 青森県財務規則の一部を改正する規則……………(財務指導課) ……二
- 量子科学センター開設準備室設置規程を廃止する訓令……………(人事課) ……三
- 文書記号の一部改正……………(総務学事課) ……三
- 人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を改正する規則……………(職員課) ……三
- 人事委員会規則七―一一(特勤勤務手当等)の一部を改正する規則……………(同) ……四

規

則

青森県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十二号

青森県行政組織規則の一部を改正する規則

青森県行政組織規則(昭和三十六年二月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

- 目次中「第一目 I T E R R 支援東京連絡事務所(第二百二十三条・第二百二十四条)」
- 「第一目 量子科学センター(第二百二十二条の八・第二百二十二条の九)」
- 第二目 I T E R R 支援東京連絡事務所(第二百二十三条・第二百二十四条)」に改める。

第十六条の四のエネルギー開発振興課の項の第一号中「予算」の下に「(支出負担行為(各課共通経費に係るものを除く。))及び収入通知に関する事務を除く。))及び物品の管理並びに」を、「庶務」の下に「の整理」を加え、同項中第九号を第十二号とし、第八号を第十一号とし、第七号の次に次の三号を加える。

八 量子科学に関する人材の育成及び研究開発に係る施策の企画、立案及び推進に關すること。

九 I T E R R 関連施設(I T E R R (国際熱核融合実験炉をいう。))による研究に關連して設置される施設をいう。第二百二十三条において同じ。))の立地に伴い講ずる施策の企画、調整及び推進に關すること。

十 量子科学センター及びI T E R R 支援東京連絡事務所に關すること。

第二十八条第三項に次の一号を加える。

六 量子科学センター

第二百二十三条中「(I T E R R (国際熱核融合実験炉をいう。))による研究に關連して設置される施設をいう。)」を削る。

第三章第二節第五款の四第一目を同款第二目とし、同目の前に次の一目を加える。

第一目 量子科学センター

(所掌事務)

第二百二十二条の八 量子科学センターは、次の事務を所掌する。

- 一 量子科学に関する人材の育成に關すること。
 - 二 量子科学に關する研究開發の支援に關すること。
 - 三 量子科学に關する人材の育成及び研究開發を推進するためその施設を利用させること。
 - 四 その他量子科学に關する人材の育成及び研究開發の推進に關すること。
(名称及び位置)
- 第百二十二条の九 量子科学センターの名称及び位置は、青森県量子科学センター条例(平成二十九年三月青森県条例第三号)の定めるところにより、次のとおりである。

名 称	位 置
青森県量子科学センター	上北郡六ヶ所村

別表第三青森県立美術館の項の次に次のように加える。

青森県量子科学センター	所長
-------------	----

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

青森県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十三号

青森県事務委任規則の一部を改正する規則

青森県事務委任規則(昭和三十六年九月青森県規則第八十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条の次に次の一条を加える。

(青森県量子科学センター所長への委任)

第二十一条の二 青森県量子科学センター所長に、次に掲げる事務を処理する権限を委任する。

- 一 青森県量子科学センター条例(平成二十九年三月青森県条例第三号)の施行に關する次のこと。
- イ 第三条の規定による使用の承認に關すること。
- ロ 第四条の規定による使用料の徴収に關すること。
- ハ 第五条の規定による使用料の免除に關すること。
- ニ 第六条の規定による使用料の還付に關すること。
- ホ 第七条の規定による使用の制限等に關すること。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

青森県指定管理者による公の施設の管理に關する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十四号

青森県指定管理者による公の施設の管理に關する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

青森県指定管理者による公の施設の管理に關する条例の一部を改正する条例(平成二十九年三月青森県条例第七号)の施行期日は、平成二十九年十月一日とする。

青森県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第三十五号

青森県財務規則の一部を改正する規則

青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一中「青森県立美術館」を「青森県立美術館 青森県量子科学センター」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

訓 令

青森県訓令甲第十七号

序 中 一 般
各 出 先 機 関

量子科学センター開設準備室設置規程を廃止する訓令を次のように定める。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

量子科学センター開設準備室設置規程を廃止する訓令

量子科学センター開設準備室設置規程（平成十九年三月青森県訓令甲第五号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成二十九年十月一日から施行する。
（青森県事務専決代決規程の一部改正）

2 青森県事務専決代決規程（昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「、世界文化遺産登録推進室長及び量子科学センター開設準備室長」を「及び世界文化遺産登録推進室長」に改める。

（青森県災害対策本部の班に関する規程の一部改正）

3 青森県災害対策本部の班に関する規程（昭和三十八年八月青森県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中

原子力立地対策班	原子力立地対策課長
量子科学センター開設準備班	量子科学センター開設準備室長
原子力立地対策課長	原子力立地対策課長

を
に改める。

第三条量子科学センター開設準備班の項を削る。

告 示

青森県告示第六百八十五号

平成二十五年十月一日青森県告示第七百二十二号（文書記号）の一部を次のように改正し、平成二十九年十月一日から施行する。

平成二十九年九月二十九日

青森県知事 三 村 申 吾

1 の表量子科学センター開設準備室の項を削る。

2 の表青森県立美術館の項の次に次のように加える。

青森県量子科学センター	青森セ
-------------	-----

人 事 委 員 会

人事委員会規則七一六七（管理職手当）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―六七(管理職手当)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の項中「消防学校長」を「消防学校長
量子科学センター所長」に改める。

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

人事委員会規則七―二一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年九月二十九日

青森県人事委員会委員長 熊 地 貴 志

人事委員会規則七―二一一(特地勤務手当等)の一部を改正する規則

人事委員会規則七―二一一(特地勤務手当等)の一部を次のように改正する。

別表第一中

原子力センター

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎四〇〇の一

量子科学センター開設準備室六ヶ所村駐在

上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館二の一九〇

を

上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二

上北地域県民局地域整備部むつ小川原港管理所

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎五二一の二

原子力センター

上北郡六ヶ所村大字倉内字笹

に改める。

量子科学センター

上北郡六ヶ所村大字尾駮字表館二の一九〇

附 則

この規則は、平成二十九年十月一日から施行する。

(発行者・発行人) 青森市長 島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭